

諮問番号：令和元年度諮問第19号  
答申番号：令和元年度答申第31号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年4月18日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）、同日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）、平成29年5月2日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分3」という。）、平成29年5月25日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分4」という。）、平成29年5月30日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分5」という。）及び平成29年6月1日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分6」といい、本件処分1から本件処分6を併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

処分庁の不手際で過払いが生じ、その内容の説明を何度も尋ねたが、納得のできる説明もせず、その上、支払いの期限を迫られる事に精神的なストレスを感じている。

もう一度きちんと調べて計算を見直し、納得のできる説明をしてもらいたい。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

（1）審査請求人世帯の平成29年4月分の保護費について

審査請求人は、平成29年4月分の保護費の算定が理解できない旨主張している。

審査請求人世帯の同月分の保護費は、下表のとおりであるが、同年3月分保護費の定例支給日以降に、審査請求人の〇〇（以下「〇〇」という。）の就労収入を実際の額に認定変更したところ、67,606円の過払いが生じたため、後記第5の1（18）のとおり、同年4月分に収入充当額として計上した結果、4月分保護費の定例支給額が65,892円（別途支給となる給食費9,740円を除く56,152円が審査請求人受領額）になったものと認められる。

最低生活費計（1）	383,590	世帯員6名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助
収入充当額計（2）	250,092	
審査請求人就労収入	55,447	73,421（前3か月平均による認定額）－17,974（勤労控除）
〇〇就労収入	57,410	91,924（前2か月平均による認定額）－34,514（勤労控除）
審査請求人の〇〇就労収入	32,905	60,965（前3か月平均による認定額）－28,060（勤労控除）
児童手当	40,000	平成29年2月受給額160,000÷4月
児童扶養手当	64,330	平成29年4月受給額257,320÷4月
保護費支給額（1）－（2）	133,498	

本件処分1は、定例支給日以降である平成29年4月5日に審査請求人から平成29年3月分の賞与収入10,000円（以下「本件賞与収入」という。）に係る申告があったため、同月分保護費の収入認定額の変更（増額）を行ったものであり、その結果生じる過払額8,940円を同年5月分保護費に収入充当額として計上するとともに、同年4月分保護費に計上した本件賞与収入を、同年5月分以降の保護費の認定額から削除する本件処分2を行ったものと認められる。

(2) 本件処分3から本件処分6について

審査請求人からの申請等に基づき、世帯員の教育扶助費（教材費）及び生業扶助費（高等学校等就学費）の認定及び支給決定について、後記第5の1（7）、（8）及び（13）に基づき算定したものと認められ、その保護費の額に誤りはない。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁から納得のいく説明がないことを不服としており、処分庁においては、被保護者からの質問に対しては、保護の決定実施の内容等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

- (4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年 8月30日	諮問書の受領
令和元年 9月 5日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月19日 口頭意見陳述申立期限：9月19日
令和元年 9月24日	第1回審議
令和元年10月 1日	審査会から審査庁に対し回答の求め(回答書：令和元年10月15日付け社援第2405号(以下「回答書」という。))
令和元年10月21日	第2回審議
令和元年11月18日	第3回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

- (2) 本件処分時点における、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)の別表第1は、生活扶助基準を定めている。そして、第1章の1(1)は、居宅の基準生活費の額(月額)を定めており、1級地—1の第1類基準額は、以下の表のとおり定められている。

年齢別	基準額①	基準額②
(略)	(略)	(略)
6歳～11歳	35,060円	34,390円
12歳～19歳	43,300	39,170
(略)	(略)	(略)
41歳～59歳	39,290	39,360
(略)	(略)	(略)

また、世帯人員が6人の場合における第2類基準額は、基準額①が57,670円、基準額②が69,360円と定められており、地区別冬季加算額は「VI区(11月から3月まで)」において、4,910円と定められている。

- (3) 保護基準の第1章の1(2)アは、基準生活費の算定について、「 $A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$ 」の算式により算定すると定めており、A、B及びCについては、それぞれ、「A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に(中略)逓減率の(中略)世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額」、「B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に(中略)逓減率の(中略)世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額(ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする。）」、「C (前略)地区別冬季加算額」と定められている。

また、逓減率については、世帯人員数が6人の場合、率①が0.9000、率②が0.7010と定められている。

- (4) 保護基準の第1章の1(2)イは、地区別冬季加算額について、I区からVI区までの区分を都道府県ごとに定めており、大阪府はVI区に該当する。
- (5) 保護基準の第2章の6は、児童養育加算について定めており、第3子以降の児童養育加算の月額額は、児童1人につき、「小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)」は15,000円、「小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)」は10,000円と定められている。
- (6) 保護基準の第2章の8は、母子加算について定めており、その月額額は、1級地において、「児童1人」の場合は22,790円、「児童が2人の場合に加える額」は1,800円、「児童が3人以上1人を増すごとに加える額」は920円と定められている。
- (7) 保護基準の別表第2は、教育扶助基準について定めており、小学校の基

準額は月額2, 210円、学習支援費は月額2, 630円と定められており、中学校の基準額は月額4, 290円、学習支援費は月額4, 450円と定められている。

また、小学校及び中学校の双方とも、教材代は「正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額」と定められており、学校給食費は「保護者が負担すべき給食費の額」と定められている。

- (8) 保護基準の別表第7は、生業扶助基準を定めており、高等学校等就学費の基本額は月額5, 450円、教材代は「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」、入学料及び入学考査料は「高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額（後略）」、通学のための交通費は「通学に必要な最小限度の額」、学習支援費は月額5, 150円と定められている。
- (9) 保護基準の別表第9は、地域の級地区分について定めており、〇〇〇は、1級地—1に定められている。
- (10) 本件処分時点における、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による法の処理基準（以下「処理基準」という。）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3（1）ア（イ）には、就労に伴う収入として、社会保険料及び所得税について、その実費額を勤労収入を得るための必要経費として認定することと定められている。
- (11) 次官通知の第8の3（4）には、勤労に伴う必要経費として以下の表に定める基礎控除額を認定すると定められている。

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円 円	円	円
(略)	(略)	(略)
27,000～30,999	16,400	15,000
(略)	(略)	(略)
59,000～62,999	19,600	16,660
63,000～66,999	20,000	17,000
(略)	(略)	(略)
71,000～74,999	20,800	17,680
(略)	(略)	(略)
79,000～82,999	21,600	18,360
83,000～86,999	22,000	18,700
(略)	(略)	(略)
91,000～94,999	22,800	19,380

(略)	(略)	(略)
103,000～106,999	24,000	20,400
(略)	(略)	(略)

また、未成年者については、月額11,400円をその者の収入から控除することと定められている。

- (12) 本件処分時点における処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第7の3は教育費について定めており、(2)では、「学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(中略)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について次の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定め、その額は「小学校等 月額670円以内」、「中学校等 月額750円以内」と定められている。
- (13) 局長通知の第7の8は、生業費、技能修得費及び就職支度費について定めており、(2)イ(ウ)では、高等学校等就学費として「学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(中略)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,670円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定められている。また、(カ)では「高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と定められている。
- (14) 局長通知の第8の1は、収入認定の取扱いについて定めており、(1)ア(カ)は、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。(後略)」と定めている。
- (15) 局長通知の第8の1(4)アは、児童扶養手当法等による給付について、「(前略)6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (16) 局長通知の第8の3は、勤労控除の基礎控除の取扱いについて定めており、(1)ウは、世帯員が2人以上就労している場合について、収入額の最も多い者については、前記(11)の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用

することと定めている。

- (17) 局長通知の第10の2は、保護の要否及び程度の決定について定めており、(7)イは、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3か月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算出を行なうこと。」と定めている。
- (18) 局長通知の第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(後略)」と定めている。
- (19) 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長)は、保護基準の規定に基づき、住宅扶助の限度額について定めており、1級地における世帯人員が6人の世帯の限度額は、55,000円となっている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)及び回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成23年12月16日付けで、処分庁は、審査請求人世帯の法による保護を開始した。また、平成29年4月6日付けの保護決定調書によれば、審査請求人世帯は、審査請求人、〇〇、審査請求人の〇〇(以下「〇〇」という。)、審査請求人の〇〇(以下「〇〇」という。)、審査請求人の〇〇(以下「〇〇」という。)及び審査請求人の〇〇(以下「〇〇」という。)の6人世帯であり、同日時点においての年齢はそれぞれ、〇〇歳、〇〇歳、〇〇歳、〇〇歳、〇〇歳及び〇歳である。
- (2) 審査請求人が提出した給与支給明細書によると、審査請求人の収入額は、平成28年9月分が89,632円、平成28年10月分が76,360円、平成28年11月分が75,210円、平成28年12月分が63,864円、平成29年1月分が73,830円、平成29年2月分が82,570円である。
- また、雇用保険料は、平成28年9月分が359円、平成28年10月分が305円、平成28年11月分が301円、平成28年12月分が255円、平成29年1月分が295円、平成29年2月分が330円である。
- (3) 審査請求人が提出した給与支給明細書によると、〇〇の収入額は、平成

29年1月分が79,543円、平成29年2月分が104,306円であり、所得税額は、平成29年1月分が0円、平成29年2月分が940円である。

- (4) 審査請求人が提出した給与支給明細書によると、〇〇の収入額は、平成28年9月分が60,489円、平成28年10月分が70,533円、平成28年11月分が60,075円、平成28年12月分が54,958円、平成29年1月分が75,428円、平成29年2月分が52,510円である。
- (5) 審査請求人が平成29年4月5日に処分庁に提出した収入申告書には、平成29年3月分の賞与収入として10,000円を受領した旨の記載があり、そのうち40円は雇用保険料である。
- (6) 審査請求人が提出した預金通帳によると、平成28年12月9日付けで、審査請求人に児童扶養手当257,320円が振り込まれていることが確認できる。
- (7) 審査請求人が提出した預金通帳によると、平成29年2月8日付けで、審査請求人に児童手当160,000円が振り込まれていることが確認できる。
- (8) 平成29年4月18日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、審査請求人が申告した本件賞与収入について、同年4月分保護費に収入認定する保護変更決定処分（本件処分1）を行った。  
また、同年5月分保護費以降の認定額から本件賞与収入を削除する保護変更決定処分（本件処分2）を行った。
- (9) 平成29年5月2日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇及び〇〇の高等学校等就学費（教材費、入学準備金等）を支給する保護変更決定処分（本件処分3）を行った。
- (10) 平成29年5月25日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇及び〇〇の高等学校等就学費（基本額、学習支援費）を認定するとともに、〇〇及び〇〇の教育扶助費（教材費）を支給する保護変更決定処分（本件処分4）を行った。
- (11) 平成29年5月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇の高等学校等就学費（入学準備金）を支給する保護変更決定処分（本件処分5）を行った。
- (12) 平成29年6月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、〇〇の高等学校等就学費（通学費）を支給する保護変更決定処分（本件処分6）を行った。
- (13) 平成29年6月30日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- (14) 回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成29年3月分保護

費の定例支給時点の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成29年3月分保護費（定例支給時点）】※〇〇の就労収入を見込み認定

最低生活費計(1)	406,680	世帯員6名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助
収入充当額計(2)	251,495	
審査請求人就労収入	58,483	80,403（前3か月平均による認定額）－320（実費控除）－21,600（基礎控除：1人目）
〇〇就労収入	3,600	30,000（見込み認定額）－11,400（未成年控除）－15,000（基礎控除：2人目以降）
〇〇就労収入	35,299	63,699（前3か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－17,000（基礎控除：2人目以降）
児童手当	40,000	平成29年2月受給額160,000÷4か月
児童扶養手当	64,330	平成28年12月受給額257,320÷4か月
H29年2月過払	49,783	
保護費支給額(1)-(2)	155,185	

(15) 回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成29年3月分保護費の収入充当額の変更後の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成29年3月分保護費（収入充当額の認定変更）】※〇〇の就労収入を実額認定（下線が変更部分）

最低生活費計(1)	406,680	世帯員6名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助
収入充当額計(2)	<u>319,101</u>	
審査請求人就労収入	61,723	80,403（前3か月平均による認定額）－320（実費控除）－ <u>18,360</u> （基礎控除：2人目以降）
〇〇就労収入	67,966	<u>104,306</u> （認定額）－940（実費控除）－11,400（未成年控除）－ <u>24,000</u> （基礎控除：1人目）
〇〇就労収入	35,299	63,699（前3か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－17,000（基礎控除：2人目以降）
児童手当	40,000	平成29年2月受給額160,000÷4月
児童扶養手当	64,330	平成28年12月受給額257,320÷4月
H29年2月過払	49,783	

保護費支給額 (1)-(2)	<u>87,579</u>	
-------------------	---------------	--

(16) 回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成29年4月分保護費の定例支給時点の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成29年4月分保護費（定例支給時点）】

最低生活費計(1)	383,590	世帯員6名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助
収入充当額計(2)	317,698	
審査請求人就業収入	55,447	73,421（前3か月平均による認定額）－294（実費控除）－17,680（基礎控除：2人目以降）
〇〇就業収入	57,410	91,924（前2か月平均による認定額）－314（実費控除）－11,400（未成年控除）－22,800（基礎控除：1人目）
〇〇就業収入	32,905	60,965（前3か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－16,660（基礎控除：2人目以降）
児童手当	40,000	平成29年2月受給額160,000÷4月
児童扶養手当	64,330	平成29年4月受給額257,320÷4月
H29年3月過払	67,606	
保護費支給額 (1)-(2)	65,892	

(17) 回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成29年4月分保護費の収入充当額の変更後の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成29年4月分保護費（収入充当額の認定変更）】※審査請求人の賞与を認定（下線が変更部分）

最低生活費計(1)	383,590	世帯員6名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助
収入充当額計(2)	<u>326,638</u>	
審査請求人就業収入	<u>64,387</u>	<u>83,421</u> （前3か月平均による認定額＋賞与 <u>10,000</u> ）－ <u>334</u> （実費控除）－ <u>18,700</u> （基礎控除：2人目以降）
〇〇就業収入	57,410	91,924（前2か月平均による認定額）－314（実費控除）－11,400（未成年控除）－22,800（基礎控除：1人目）

〇〇就労収入	32,905	60,965（前3か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－16,660（基礎控除：2人目以降）
児童手当	40,000	平成29年2月受給額160,000÷4月
児童扶養手当	64,330	平成29年4月受給額257,320÷4月
H29年3月過払	67,606	
保護費支給額 (1)－(2)	<u>56,952</u>	

- (18) 回答書によれば、平成29年3月の審査請求人世帯の給食費は、〇〇が5,940円、〇〇が3,520円、〇〇が3,700円である。
- (19) 回答書によれば、平成29年4月の審査請求人世帯の給食費は、〇〇が5,940円、〇〇が3,800円である。
- (20) 回答書によれば、審査庁は、本件賞与収入を平成29年4月分として収入認定した理由について、「局長通知第8の1の(1)のア(カ)には、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。」と定められている。本件について、処分庁に当該賞与を平成29年4月分収入として認定した理由について確認を行ったところ、請求人の給与は毎月25日が支給日であること、また、当該賞与の収入申告が、同月5日にされたことから、同月の最低生活に充てるべき費用として、同月分収入として認定を行ったとのことである。なお、局長通知第10の2の(8)には、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と定められている。当該賞与について、処分庁におけるその確認月は平成29年4月であることから、その時点における次回支給月以降である同年5月に収入充当を行った処分庁の処理に不当な点は見受けられない。」と回答している。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、保護費の算定について調べて計算を見直し、納得できる説明をすることを求めているので、以下、審査請求人世帯の平成29年4月分保護費の算出方法及び同月分保護費の収入充当額となる平成29年3月分保護費の過支給額の算出方法について検討する。
- (2) 平成29年3月分保護費の過支給額の算出について
- ア 平成29年3月の審査請求人世帯の最低生活費の算出について
- 審査請求人世帯の平成29年3月の最低生活費は、回答書によると、前記2(14)及び(15)のとおり、406,680円である。

審査請求人世帯の基準生活費は、前記1(3)で示される算式で算定される。審査請求人世帯の居住地は、前記1(9)のとおり1級地と定められており、冬季加算については、前記1(2)及び(4)のとおりⅥ区(4,910円)が該当するので、審査請求人世帯の最低生活費については、それぞれの年齢(前記2(1)は平成29年4月時点であるので、これより1年前の年齢となる。)に該当する前記1(2)で示される額の合計額(基準額①の場合:審査請求人39,290円、〇〇43,300円、〇〇43,300円、〇〇43,300円、〇〇35,060円及び〇〇35,060円の合計額239,310円。基準額②の場合:審査請求人39,360円、〇〇39,170円、〇〇39,170円、〇〇39,170円、〇〇34,390円及び〇〇34,390円の合計額225,650円。)及び冬季加算額を前記1(3)で示される算式に当てはめることで、250,660円と算出される。これに、前記1(5)の児童養育加算が、第3子である〇〇10,000円、第4子である〇〇15,000円及び第5子である〇〇15,000円の合計額40,000円、前記1(6)の母子加算が、〇〇22,790円、〇〇1,800円、〇〇920円、〇〇920円及び〇〇920円の合計額27,350円、前記1の(7)、(12)及び前記2(18)で示される教育扶助費が、〇〇15,430円(基準額4,290円、学習支援費4,450円、給食費5,940円及び学級費等750円の合計額)、〇〇9,030円(基準額2,210円、学習支援費2,630円、給食費3,520円及び学級費等670円の合計額)及び〇〇9,210円(基準額2,210円、学習支援費2,630円、給食費3,700円及び学級費等670円の合計額)の合計額33,670円、そして前記1(19)の住宅扶助費55,000円が加わることで、審査請求人世帯の最低生活費が、406,680円と算出される。

イ 平成29年3月の定例支給時点の保護費の算出について

(ア)平成29年3月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額について

平成29年3月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記2(14)のとおり、251,495円である。

審査請求人及び〇〇の収入額は、前記1(17)に従い、平成28年9月分から11月分までの3か月分の収入の平均月割額を用いると、前記2(2)及び(4)から、審査請求人が80,403円、〇〇が63,699円と認定される。審査請求人の雇用保険についての実費控除額も同様に、前記1(17)に従い、前記2(2)から320円と認定される。一方で〇〇の収入額については、定例支給時点では、前記2(14)によると、30,000円での見込み認定額となっている。

そして、前記1(11)のとおり、基礎控除額は収入額に応じて認定す

ることとされているので、審査請求人、〇〇及び〇〇に係る基礎控除額はそれぞれ、審査請求人が21,600円、〇〇が15,000円、〇〇が17,000円と認定され、さらに、未成年者である〇〇及び〇〇には、それぞれ11,400円の未成年控除額が認定される。

以上より、収入額から実費控除額、基礎控除額及び未成年控除額を引いた金額がそれぞれの就労収入として認定されるので、就労収入はそれぞれ、審査請求人が58,483円、〇〇が3,600円、〇〇が35,299円と認定される。

また、上記3名分の就労収入の他に、前記2(6)及び(7)の児童扶養手当及び児童手当が、前記2(14)のとおり、児童扶養手当が64,330円、児童手当が40,000円それぞれ収入充当され、さらに平成29年2月分保護費の過支給分である49,783円が収入充当される。

以上より、審査請求人世帯の収入充当額は、251,495円と認定される。

(イ)平成29年3月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成29年3月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額は、回答書によると、前記2(14)のとおり、155,185円である。

平成29年3月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり406,680円であり、平成29年3月の定例支給時点における審査請求人世帯の収入充当額は、前記(ア)のとおり251,495円であるので、支給される保護費は、差額である155,185円と算出される。

ウ 平成29年3月の収入充当額変更後の保護費の算出について

(ア)平成29年3月の〇〇の収入額変更後の審査請求人世帯の収入充当額について

平成29年3月の収入充当額変更後の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記2(15)のとおり、319,101円である。

前記イ(ア)の定例支給時点では、〇〇の収入額について30,000円で見込み認定していたが、収入額及び所得税額についての実費控除額を、前記2(3)のとおり、収入額104,306円、実費控除額を940円にそれぞれ実額認定したため、前記1(11)で示される基礎控除額が、審査請求人及び〇〇について、審査請求人が18,360円、〇〇が24,000円とそれぞれ変更され、それに伴い、収入充当額が319,101円に変更された。

(イ)平成29年3月の〇〇の収入額変更後の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成29年3月の〇〇の収入額変更後の審査請求人世帯の保護費の支

給額は、回答書によると、前記2（15）のとおり、87,579円である。

平成29年3月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり406,680円であり、平成29年3月の〇〇の収入額変更後における審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり319,101円であるので、支給される保護費は、差額である87,579円と算出される。

エ 平成29年3月分保護費の過支給額について

平成29年3月の定例支給時点における保護費の支給額は、前記イ（イ）で算出される155,185円であり、同月の〇〇の収入額変更後における保護費の支給額は、前記ウ（イ）で算出される87,579円であるので、同月の過支給額は、差額である67,606円と算出される。

(3) 平成29年4月分保護費の算出について

ア 平成29年4月の審査請求人世帯の最低生活費の算出について

審査請求人世帯の平成29年4月の最低生活費は、回答書によると、前記2（16）及び（17）のとおり、383,590円である。

平成29年4月の基準生活費は、前記（2）アと同様に、審査請求人世帯のそれぞれの年齢に該当する前記1（2）で示される額の合計額（基準額①の場合：審査請求人39,290円、〇〇43,300円、〇〇43,300円、〇〇43,300円、〇〇43,300円及び〇〇35,060円の合計額247,550円。基準額②の場合：審査請求人39,360円、〇〇39,170円、〇〇39,170円、〇〇39,170円、〇〇39,170円及び〇〇34,390円の合計額230,430円。）を前記1（3）で示される算式に当てはめることで、252,420円と算出される。これに、前記1（6）の母子加算が、〇〇22,790円、〇〇1,800円、〇〇920円及び〇〇920円の合計額26,430円、前記1の（7）、（12）及び前記2（19）で示される教育扶助費が、〇〇15,430円（基準額4,290円、学習支援費4,450円、給食費5,940円及び学級費等750円の合計額）及び〇〇9,310円（基準額2,210円、学習支援費2,630円、給食費3,800円及び学級費等670円の合計額）の合計額24,740円、前記1（5）の児童養育加算が、第4子である〇〇10,000円及び第5子である〇〇15,000円の合計額25,000円、そして前記1（19）の住宅扶助費55,000円が加わることで、審査請求人世帯の最低生活費が、383,590円と算出される。

イ 平成29年4月の定例支給時点の保護費の算出について

(ア) 平成29年4月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額について

平成29年4月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記2（16）のとおり、317,698円である。

審査請求人、〇〇及び〇〇の収入額は、前記（２）イ（ア）と同様に、前記１（１７）に従い、平成２８年１２月から平成２９年２月までの３か月分の収入の平均月割額を用いると、前記２（２）、（３）及び（４）から、審査請求人が７３，４２１円、〇〇が９１，９２４円、〇〇が６０，９６５円と認定される。審査請求人の雇用保険及び〇〇の所得税についての実費控除額も同様に、前記１（１７）に従い、審査請求人の実費控除額が前記２（２）から２９４円、〇〇の実費控除額が前記２（３）から３１４円と認定される。

そして、前記１（１１）のとおり、基礎控除額は収入額に応じて認定することとされているので、審査請求人、〇〇及び〇〇に係る基礎控除額はそれぞれ、審査請求人が１７，６８０円、〇〇が２２，８００円、〇〇が１６，６６０円と認定され、さらに、未成年者である〇〇及び〇〇には、それぞれ１１，４００円の未成年控除額が認定される。

以上より、収入額から実費控除額、基礎控除額及び未成年控除額を引いた金額がそれぞれの就労収入として認定されるので、就労収入はそれぞれ、審査請求人が５５，４４７円、〇〇が５７，４１０円、〇〇が３２，９０５円と認定される。

また、上記３名分の就労収入の他に、前記２（６）及び（７）の児童扶養手当及び児童手当が、前記２（１６）のとおり、児童扶養手当が６４，３３０円、児童手当が４０，０００円それぞれ収入充当され、さらに平成２９年３月分保護費の過支給分である６７，６０６円が収入充当される。

よって、審査請求人世帯の収入充当額は、３１７，６９８円と認定される。

(イ)平成２９年４月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成２９年４月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり３８３，５９０円であり、平成２９年４月の定例支給時点における審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり３１７，６９８円であるので、支給される保護費は、差額である６５，８９２円と算出される。

ウ 平成２９年４月の収入充当額変更後の保護費の算出について

(ア)平成２９年４月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額について

平成２９年４月の審査請求人の本件賞与の収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記２（１７）のとおり、３２６，６３８円である。

前記イ（ア）の定例支給時点では、審査請求人の収入額について前記２（２）で示される直近３か月分の平均収入だけであったが、前記２（５）

のとおり、審査請求人が平成29年4月5日に本件賞与収入10,000円及びそれに伴う雇用保険40円を収入申告したため、審査請求人について、収入額が83,421円、実費控除額が334円に変更にされた。それに伴い、前記1(11)で示される審査請求人の基礎控除額が、18,700円に変更され、審査請求人世帯の収入充当額が326,638円に変更された。

(イ)平成29年4月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成29年4月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり383,590円であり、平成29年4月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額は、前記(ア)のとおり326,638円であるので、支給される保護費は、差額である56,952円と算出される。

エ 平成29年4月分保護費の過支給額について

平成29年4月の定例支給時点における保護費の支給額は、前記イ(イ)で算出される65,892円であり、同月の審査請求人の収入額変更後における保護費の支給額は、前記ウ(イ)で算出される56,952円であるので、同月の過支給額は、65,892円と56,952円の差額である8,940円と算出される。

(4)前記(3)のとおり、審査請求人世帯の平成29年4月分の保護費は、法令等に従い、適切に算出されており、定例支給後の保護費の変更にも、違法又は不当な点は見受けられない。よって、定例支給日以降である平成29年4月5日に審査請求人から本件賞与収入に係る申告があったため、同年4月分保護費の収入認定額の変更(増額)を行った本件処分1、及びその結果生じる過払額8,940円を同年5月分保護費に収入充当額として計上するとともに、同年4月分保護費に計上した本件賞与収入を同年5月分以降の保護費の認定額から削除した本件処分2に違法又は不当な点はない。

また、平成29年3月分の賞与収入を、同月ではなく、同年4月の収入額に認定したことについては、前記1(14)のとおり、局長通知は、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。」と定めているが、本件については、前記2(20)のとおり、審査庁が処分庁に対して本件賞与収入を平成29年4月分として収入認定した理由について確認を行ったところ、審査請求人の給与は毎月25日が支給日であること、また、本件賞与の収入申告が、同月5日にされたことから、同月の最低生活に充てるべき費用として、同月分収入として認定を行ったとのことであり、不合理な点は認められず、違法又は不当とまではいえない。

- (5) さらに、本件処分3から本件処分6については、審査請求人からの申請等に基づき、世帯員の教育扶助費（教材費）及び生業扶助費（高等学校等就学費）の認定及び支給決定について、前記1（7）、（8）及び（13）に基づき算定したものと認められ、その保護費の額に誤りはなく、違法又は不当な点はない。
- (6) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、棄却されるべきである。
- (7) なお、審理員は、審査請求人が処分庁から納得のいく説明がないことを不服としている点について、審査請求人世帯の保護費の算出が容易に理解できるようなものではないことから、処分庁においては、被保護者からの質問に対しては、保護の決定実施の内容等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要である旨付言しているが、審査会においても同意見である。

大阪府行政不服審査会第1部会  
委員（部会長）野一色 直人  
委員 高島 淳子  
委員 松村 信夫